



## 規 則

特定商取引に関する法律に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第二号

特定商取引に関する法律に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則

特定商取引に関する法律に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則（平成元年埼玉県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

別記様式（裏）中「若しくは業務提供誘引販売業を行う者」を、「業務提供誘引販売業を行う者若しくは購入業者」に、「第66条第1項（同条第6項において読み替えて）」を「第66条第1項（同条第6項において）」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十五年二月二十一日から施行する。

## 告 示

埼玉県告示第百九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年二月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人イーシエン
- 三 代表者の氏名  
長嶋 義雄
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保八百三十六番地七十
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、精神障害をもつ者及びその家族、その他援助を必要とする者に対し、精神の健康及び日常生活支援等を行い、地域の精神保健に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第百九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年二月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人結

三 代表者の氏名

和田 正子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市東大沢三丁目二番地五

五 定款に記載された目的

この法人は、重い障害を持つ人と高齢者がそれぞれの自立に向けて、地域に根ざした生活を快適に過ごし、安心して豊かな暮らしを送ることが出来る新しい福祉支援システムを構築することによって、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第百九十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年二月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人はっぴー

三 代表者の氏名

瓜田 淑子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡ときがわ町大字番匠百七十一番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、知的ハンディを持つ人達が、自立した生活を望みながらも家庭環境や、住宅事情などで自立した生活が出来ない人を対象に、生活の場を提供し、様々な体験を通し社会自立へ向けての指導・援助することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第百九十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年二月八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人日本小児禁煙研究会
- 三 代表者の氏名  
井 埜 利 博
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県熊谷市箱田一丁目十二番二十四号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、小児における喫煙・受動喫煙関連疾患および禁煙推進に関する研究、教育及び普及を行うことを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第百九十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

平成二十五年二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人ぬくもり福祉会たんぼぼ

二 代表者の氏名

桑 山 和 子

三 主たる事務所（及びその他の事務所）の所在地

埼玉県飯能市落合二九〇番四

四 当該認定の有効期間

平成二十五年二月八日から平成三十年二月七日まで

# 告示

埼玉県告示第百九十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

平成二十五年二月十九日

埼玉県知事 上田清司

## 一 名称

特定非営利活動法人コスモス・アース

## 二 代表者の氏名

大塚 健 司

## 三 主たる事務所（及びその他の事務所）の所在地

### イ 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市北区日進町二丁目二七二番地

### ロ その他の事務所の所在地

埼玉県上尾市大字戸崎三八四番地五

## 四 当該認定の有効期間

平成二十五年二月十四日から平成三十年二月十三日まで

# 告 示

埼玉県告示第百九十八号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第四条第三項の規定により、吉川市から吉川市の区域内において行われる（仮称）越谷都市計画事業吉川美南駅周辺地域土地区画整理事業について環境影響評価調査計画書の提出があった。

なお、関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成二十五年二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 関係地域が所在する市町村

吉川市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、千葉県流山市

二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県越谷環境管理事務所

吉川市都市計画課

草加市住宅・都市計画課

越谷市都市計画課

八潮市都市デザイン課

三郷市都市計画課

千葉県流山市環境政策課

ロ 期間

平成二十五年二月十九日（火）から平成二十五年三月十九日（火）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

## 告 示

### 埼玉県告示第百九十九号

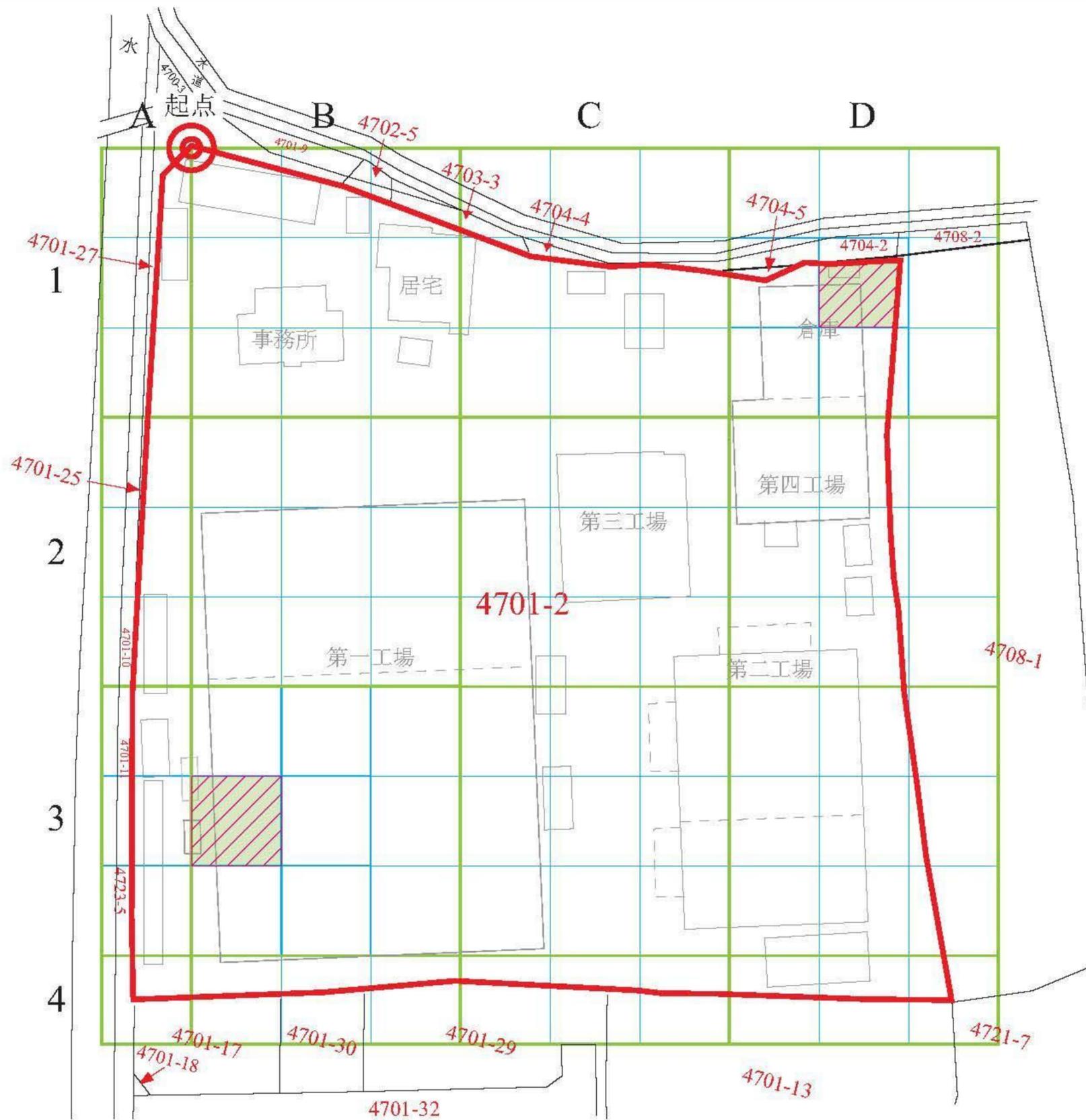
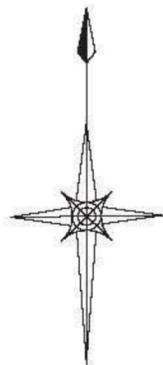
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定に基づき、平成二十二年埼玉県告示第千二百号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十五年二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県東松山市松本町一丁目四千七百一番二の一部）
- 二 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



- 形質変更時要届出区域の指定を解除する区域
- 敷地境界
- 単位区画
- 100 m<sup>2</sup>区画
- 900 m<sup>2</sup>区画

1	2	3
4	5	6
7	8	9



S=1:750

# 告 示

埼玉県告示第二〇二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヒマラヤ新座店

埼玉県新座市新座都市計画事業新座駅南口第二土地区画整理事業五十五街区

外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

- ・ 新座市が平成十九年九月に策定した「新座市小売事業者等による地域の活性化に関する条例」並びに埼玉県が平成十九年十月に策定した「大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」に基づき、地域商業活性化の中心的担い手である新座市商工会に加入し、地域事業者と共に適正な商業環境と住みよいまちづくりの実現にご協力いただきたい。
- ・ 退店や撤退となった場合、早期に情報提供をお願いしたい。

## 二 縦覧期間

平成二十五年二月十九日から平成二十五年三月十九日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年二月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年一月三十一日

指令川建セ第二四〇〇二五二号

二 検査済証番号

平成二十五年二月十五日

川建セ第二四 一 一三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字久米田字四ノ耕地七〇二番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字久米田二六七番地二

尾崎 広行

# 告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十五年二月十九日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄

指定番号	第八号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第五号
指定の年月日	平成二十三年十二月十一日
指定に係る道路の位置	埼玉県児玉郡上里町大字七本木字三軒西前千八百五十七番七、千八百五十七番九
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	五十二・七メートル
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇メートル

# 告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十五年二月十九日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄

指定番号	第一号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第五号
指定の年月日	平成二十四年四月五日
指定に係る道路の位置	埼玉県児玉郡上里町大字嘉美五百十一番一
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	百十七・八九メートル
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	五・〇メートル

# 告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十五年二月十九日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄

指定番号	第 号
指定に係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第五号
指定の年月日	平成二十四年五月 二十八日
指定に係る道路の位置	埼玉県児玉郡上里町大字大御堂字中通東二百九十八番二
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	八十三・七八七メー トル
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇メートル

# 告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十五年二月十九日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄

	第二号	指定番号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第五号	指定の年月日
指定に係る道路の位置	平成二十四年六月二十一日 埼玉県大里郡寄居町大字牟礼字福泉坊千四百九十五番一	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	五十・八メートル 六・〇メートル	

# 告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十五年二月十九日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄

指定番号	第四号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第五号
指定の年月日	平成二十四年七月三十日
指定に係る道路の位置	埼玉県児玉郡上里町大字長浜字藤木戸前千二百番八
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	四十三・九七メートル
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇メートル

# 告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十五年二月十九日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄

指定番号	第五号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第五号
指定の年月日	平成二十四年九月四日
指定に係る道路の位置	埼玉県児玉郡上里町大字長浜字水窪九百二十三番六
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	四十一・三四メートル
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	六・二メートル